

上郡町分別収集計画[第11期]

令和7年 10月

上 郡 町

目 次

	ページ
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

上郡町分別収集計画〔第11期〕

令和7年10月1日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられてきた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割と責任を認識し、遂行していくことが重要である。

本町においては、平成25年4月に、3市2町で運営する一般廃棄物処理施設（にしはりまクリーンセンター）が稼働を開始し、現在運転管理等において廃棄物の分別収集等の取組が進められているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方針を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の策定により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や一般廃棄物最終処分場の延命化、資源の有効利用等が図られ、循環型社会の形成が促進されるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (3) P T Aを中心とした資源ごみ（アルミ製容器、飲料用紙製容器等）の集団回収の実施
- (4) 効率的で適正なごみ処理に向けた排出・分別ルールの徹底

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	507.6t	499.0t	490.6t	482.2t	474.0t

【内 訳】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	21.3t	20.9t	20.5t	20.2t	19.8t
アルミ製容器	21.3t	20.9t	20.5t	20.2t	19.8t
ガラス製容器（無色）	46.4t	45.6t	44.8t	44.0t	43.3t
ガラス製容器（茶色）	40.1t	39.4t	38.7t	38.1t	37.4t
ガラス製容器（その他）	21.7t	21.4t	21.0t	20.6t	20.3t
飲料用紙製容器	5.3t	5.2t	5.1t	5.0t	5.0t
段ボール	126.1t	123.9t	121.8t	119.8t	117.7t
その他紙製容器包装	34.8t	34.2t	33.6t	33.0t	32.5t
ペットボトル	36.7t	36.1t	35.5t	34.9t	34.3t
プラスチック製容器包装	154.1t	151.5t	148.9t	146.4t	143.9t
（合計）	507.6t	499.0t	490.6t	482.2t	474.0t

※（合計）について…端数処理の関係で一致しない場合がある。

6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業所、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 学校、自治会等への啓発活動の充実

学校等における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収及びリサイクルの取組やごみ処理施設の見学等、あらゆる機会を活用し、住民に対してごみ排出量の増加、ごみ処理に要する経費の増大等、現状のごみ処理における課題について情報を提供し認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 販売包装の有料化及び買い物袋持参の推進

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、住民の協力度、上郡町が所有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（その他のプラスチック製容器包装）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

容器包装廃棄物の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主として スチール製 の容器	(町収集)	9.5	(町収集)	9.3	(町収集)	9.2	(町収集)	9.0	(町収集)	8.9
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	1.1	(店頭回収)	1.1	(店頭回収)	1.1	(店頭回収)	1.1	(店頭回収)	1.0
	(合計)	10.6	(合計)	10.4	(合計)	10.2	(合計)	10.1	(合計)	9.9
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主として アルミ製の 容器	(町収集)	11.2	(町収集)	11.0	(町収集)	10.8	(町収集)	10.7	(町収集)	10.5
	(集団回収)	1.0	(集団回収)	1.0	(集団回収)	1.0	(集団回収)	1.0	(集団回収)	0.9
	(店頭回収)	1.0	(店頭回収)	1.0	(店頭回収)	1.0	(店頭回収)	1.0	(店頭回収)	1.0
	(合計)	13.3	(合計)	13.0	(合計)	12.8	(合計)	12.6	(合計)	12.4
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
無色の ガラス製容 器	(町収集)	27.0	(町収集)	26.5	(町収集)	26.1	(町収集)	25.6	(町収集)	25.2
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	0.1	(店頭回収)	0.1	(店頭回収)	0.1	(店頭回収)	0.1	(店頭回収)	0.1
	(合計)	27.1	(合計)	26.6	(合計)	26.2	(合計)	25.7	(合計)	25.3
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
茶色の ガラス製容 器	(町収集)	23.2	(町収集)	22.8	(町収集)	22.4	(町収集)	22.0	(町収集)	21.7
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0
	(合計)	23.2	(合計)	22.8	(合計)	22.4	(合計)	22.0	(合計)	21.7
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
その他の ガラス製容 器	(町収集)	12.8	(町収集)	12.6	(町収集)	12.3	(町収集)	12.1	(町収集)	11.9
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0
	(合計)	12.8	(合計)	12.6	(合計)	12.3	(合計)	12.1	(合計)	11.9
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主として紙製 の容器包装で あって飲料を 充てんするた めのもの	(町収集)	0.7	(町収集)	0.7	(町収集)	0.7	(町収集)	0.7	(町収集)	0.7
	(集団回収)	0.3	(集団回収)	0.3	(集団回収)	0.3	(集団回収)	0.3	(集団回収)	0.2
	(店頭回収)	1.6	(店頭回収)	1.5	(店頭回収)	1.5	(店頭回収)	1.5	(店頭回収)	1.5
	(合計)	2.6	(合計)	2.5	(合計)	2.5	(合計)	2.5	(合計)	2.4
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主として 段ボール製の 容器	(町収集)	10.6	(町収集)	10.4	(町収集)	10.3	(町収集)	10.1	(町収集)	9.9
	(集団回収)	6.3	(集団回収)	6.2	(集団回収)	6.1	(集団回収)	6.0	(集団回収)	5.9
	(店頭回収)	32.4	(店頭回収)	31.9	(店頭回収)	31.3	(店頭回収)	30.8	(店頭回収)	30.3
	(合計)	49.3	(合計)	48.5	(合計)	47.7	(合計)	46.9	(合計)	46.1
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主として紙製 の容器包装で あって上記以 外のもの	(町収集)	11.0	(町収集)	10.9	(町収集)	10.7	(町収集)	10.5	(町収集)	10.3
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0	(店頭回収)	0.0
	(合計)	11.0	(合計)	10.9	(合計)	10.7	(合計)	10.5	(合計)	10.3
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主としてポリ エチレンテレ フタート(PE T)製の容器包 装であって飲 料、しょうゆ 等を充てんす るためのもの	(町収集)	18.2	(町収集)	17.9	(町収集)	17.6	(町収集)	17.3	(町収集)	17.0
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	4.9	(店頭回収)	4.8	(店頭回収)	4.7	(店頭回収)	4.7	(店頭回収)	4.6
	(合計)	23.1	(合計)	22.7	(合計)	22.3	(合計)	21.9	(合計)	21.6
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主としてプ ラスチック 製の容器包 装であって 上記以外の もの	(町収集)	66.1	(町収集)	65.0	(町収集)	63.9	(町収集)	62.8	(町収集)	61.7
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	1.2	(店頭回収)	1.2	(店頭回収)	1.1	(店頭回収)	1.1	(店頭回収)	1.1
	(合計)	67.3	(合計)	66.1	(合計)	65.0	(合計)	63.9	(合計)	62.8
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
(うち白 色トレ イ)	(町収集)	0.0	(町収集)	0.0	(町収集)	0.0	(町収集)	0.0	(町収集)	0.0
	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0	(集団回収)	0.0
	(店頭回収)	1.3	(店頭回収)	1.3	(店頭回収)	1.3	(店頭回収)	1.3	(店頭回収)	1.2
	(合計)	1.3	(合計)	1.3	(合計)	1.3	(合計)	1.3	(合計)	1.2
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)

※(合計)について…端数処理の関係で一致しない場合がある。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 過去3年間(R4~R6)の搬入実績を基に算出した原単位×人口×リサイクル率
 また、人口変動率は、過去15年間の人口変動率を平均し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
13,233人	13,009人	12,788人	12,571人	12,357人
98.30%	98.30%	98.30%	98.30%	98.30%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、P T A等が実施している集団回収及び商店等が実施している店頭回収の推進を行い分別収集の徹底を図る。
 収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者については下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	主としてスチール製の容器	缶	町による定期収集	にしはりま環境事務組合
	主としてアルミ製の容器		店頭回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	町による定期収集	にしはりま環境事務組合
	茶色のガラス製容器		町による定期収集	にしはりま環境事務組合
	その他のガラス製容器		町による定期収集	にしはりま環境事務組合
紙類	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	紙パック	町による定期収集	にしはりま環境事務組合
	主として段ボール製の容器	段ボール	店頭回収	民間業者
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	町による定期収集	にしはりま環境事務組合
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	町による定期収集	にしはりま環境事務組合
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	町による定期収集	にしはりま環境事務組合
			店頭回収	民間業者
(うち白色トレイ)		店頭回収	民間業者	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

平成25年度よりにはりま環境事務組合が運営する一般廃棄物処理施設（にはりまクリーンセンター）が稼働しており、その中のリサイクル処理施設において缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の選別・圧縮・保管及び紙パック、段ボール、紙製容器包装の保管を行い、指定法人及び民間のリサイクル業者に搬出を行う。なお、計画期間中の施設数、処理能力及び現有施設の状況等については、参考資料1に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理 (にはりま環境事務組合)
缶	主としてスチール製の容器	缶	袋	パッカー車	リサイクル施設 (選別・圧縮・保管)
	主としてアルミ製の容器		袋	パッカー車	
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	コンテナ	ビン類 収集専用車	リサイクル施設 (選別・保管)
	茶色のガラス製容器		コンテナ		
	その他のガラス製容器		コンテナ		
紙類	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	紙パック	十字結束	ダンプ車	ストックヤード (保管)
	主として段ボール製の容器	段ボール	十字結束	パッカー車	ストックヤード (保管)
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	十字結束	ダンプ車	リサイクル施設 ストックヤード (保管)
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	パッカー車	リサイクル施設 (選別・圧縮・保管)
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	リサイクル施設 (選別・圧縮・保管)

参考資料1

施設の種類の	容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1. 排出容器				
1.1 袋	a. 缶 b. ペットボトル c. プラスチック製容器包装	透明性袋 (自由容器)	住民	ごみステーションに排出される世帯数によって数が増減 ※缶類は収集時に破袋し缶類のみ排出
1.2 コンテナ	d. ガラスびん (無色、茶色、その他分別)	(仕様) 材質：樹脂製 容量：約 65ℓ 数量：ステーション1ヶ所当たり3個		ごみステーションに排出される世帯数によって数が増減
2. 集積場所	a. ~d.	各自治会の集約ステーションを利用	住民	町内226箇所

施設の種類	容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
【中間処理段階】				
1. 再生施設				
1.1 リサイクル施設			組合	
選別・圧縮設備	a. 缶 (アルミ缶, スチール缶分 別)	(仕様) 3.49 t / 5 h 主要機器: ベルトコンベア、 缶磁選機、アルミ選別機 スチール缶プレス機 アルミ缶プレス機 能力: 0.7 t / h (コンベア) 0.49 t / h (磁選機) 0.17 t / h (アルミ選別機) 0.516 t / h (スチール缶プレス機) 0.182 t / h (アルミ缶プレス機)	組合	
	b. ガラスびん (無色、茶色、その他分別)	(仕様) 主要機器: 手選別コンベア 能力: 0.75 t / h	組合	
	c. ペットボトル	(仕様) 主要機器: ペットボトル破袋機 手選別コンベア ペットボトル圧縮・結束機 能力: 0.08 t / h (破袋機) 0.08 t / h (コンベア) 0.08 t / h (圧縮・結束機)	組合	
	d. プラスチック製容器包装	(仕様) 主要機器: 破袋機、手選別コンベア プラスチック製容器包装圧縮・梱包機 能力: 0.32 t / h (破袋機) 0.32 t / h (コンベア) 0.32 t / h (圧縮・梱包機)	組合	
1.2 ストックヤード	e. 紙パック f. 段ボール g. 紙製容器包装	(仕様) 形状: 上屋付きストックヤード 屋内ストックヤード ストックスペース: 10m×14.75m= 147.5㎡ (上屋付きストックヤード) 10m× 17m= 170㎡ (屋内ストックヤード)	組合	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民に容器包装廃棄物の分別収集の趣旨等を理解してもらい、円滑かつ効率的に分別収集を行うために、住民や事業者からの意見や要望等を取り入れ、収集体系等の整備を行う。また適切に実施するために、住民に向けて容器包装廃棄物の正しい排出について周知を図り、異物等の混入の低減に努める。